

棚卸資産の簿価切下げへの実務対応 会計と税務との調整

公認会計士 太田達也

1 はじめに

平成20年4月1日以後開始する事業年度から、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下、棚卸資産会計基準)が強制適用となります。棚卸資産の正味売却価額が取得原価よりも下落している棚卸資産について、正味売却価額までの簿価切下げが求められます。

棚卸資産会計基準は、原価法の枠組みの中で収益性の低下したものについて簿価切下げを行うという整理をしており、決して低価法という考え方を採用したわけではありません。棚卸資産会計基準では、「収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、品質低下や陳腐化が生じた場合に限らず、帳簿価額を切り下げることが考えられる。収益性が低下した場合における簿価切下げは、取得原価基準の下で回収可能性を反映させるように、過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理である。棚卸資産の収益性が当初の予想よりも低下した場合において、回収可能な額まで帳簿価額を切り下げることにより、財務諸表利用者への的確な情報を提供することができ

るものと考えられる」としています(棚卸資産会計基準36項)。

原価法の枠組みの中で簿価切下げを行う場合に、税法との関係はどのようになるのかが論点になります。税法上は、低価法を適用した場合に限って、時価までの評価損を認める取り扱いになっているからです。

本稿では、棚卸資産会計基準の主な内容、および平成19年度税制改正も踏まえた棚卸資産会計基準と税法との関係について解説します。なお、本稿の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをお断りします。

2 通常の販売目的で保有する棚卸資産についての簿価切下げ

「通常の販売目的で保有する棚卸資産」という表現になっていますが、企業が営業目的を達成するために所有し、かつ売却を予定するものはすべて対象なので、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品などの資産が、すべて対象に含まれます。また、売却を予定しない資産であっても、販売活動および一般管理活動において短期間に消費される事務用消耗品

なども含まれます(棚卸資産会計基準3項)。

通常の販売目的で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするものとされています。この場合の正味売却価額は、売価(=売却市場における時価)から見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除したものをいいます。

また、一定の条件の下では、正味売却価額に代えて、収益性の低下の事実を適切に反映する方法による価額や再調達原価によることも認められます。例えば、製造業における原材料などのように、再調達原価のほうが把握しやすく、正味売却価額が再調達原価に歩調を合わせて動く想定される場合には、継続適用を条件として、再調達原価(最終仕入原価を含む)によることも認められています(棚卸資産会計基準10項)。この点、各企業において、帳簿価額と比較すべき価額をどのようにして入手するのか、事前に検討が必要と考えられます。

なお、収益性の低下の有無に係る判断および簿価切下げは、原則として個別品目ごとに行いますが、複数の棚卸資産をひとくくりとした単位で行うことが適切と判断されるときには、継続適用を条件として、その方法によります(棚卸資産会計基準12項)。

3 正味売却価額の見積もり

棚卸資産の売却市場において、市場価格が存在する場合には、当該市場価格に基づく価額を売価としますが、棚卸資産については、市場価格が存在することは多くありません。そのため、売却市場における合理的に算定された価額による必要があるとされています(棚卸資産会計基準48項)。当該価額は、同等の棚卸資産を売却市場で実際に販売可能な価額として見積もることが適当であり、これには、実務上、期末前後での販売実績に基づく価額や、特定の販売先との間の契約で取り決

められた一定の売価も含まれるとされています(棚卸資産会計基準8項)。

また、収益性が低下していないことが明らかであり、事務負担をかけて収益性の低下の判断を行うまでもないと認められる場合には、正味売却価額を見積もる必要はないとされています(棚卸資産会計基準48項)。シロであることが明らかなものについて省略できるということであり、グレーなものについては当然、見積もることが必要です。

なお、期末前後での販売実績に基づく価額を把握するのが困難な場合があり、そのようなときには製造業における原材料を除き、陳腐化していることが多いと考えられます。滞在庫や処分を予定している棚卸資産、すなわち営業循環から外れた棚卸資産については、従来、処分見込価額(ゼロまたは備忘価額を含む)まで切り下げたり、一定の回転期間を超える棚卸資産について規則的な簿価切下げを行うことにより、収益性の低下を財務諸表に反映させてきました。そのような簿価切下げの方法も、棚卸資産会計基準では認められるとされています。

4 トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準

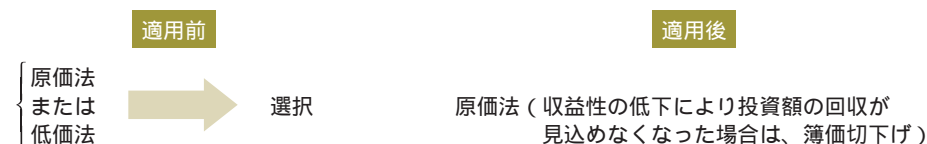
トレーディング目的で保有する棚卸資産については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は、当期の損益として処理します(棚卸資産会計基準15項)。

トレーディング目的で保有する棚卸資産として分類するための留意点や保有目的の変更の処理は、「金融商品に係る会計基準」における売買目的有価証券の取り扱いに準ずるものとされています(棚卸資産会計基準16項)。

5 切放し法と洗替え法の選択

切放し法と洗替え法のどちらかを、継続適用を条件として選択適用できます。切放し法とは、簿価切下げを行った後の決算期末の帳

【棚卸資産会計基準適用による棚卸資産評価基準の違い】



簿価額を正味売却価額に付け替えて、取得原価を修正する方法です。それに対して、洗替え法とは、決算期末における簿価切下げに基づく評価損の額を翌期の期首に戻し入れ、当該戻し入れ後の帳簿価額と、その後の決算期末の正味売却価額を比較し、あらためて簿価切下げの要否を検討する方法です。

どちらの方法を採用するかをあらかじめ決める必要がありますが、棚卸資産の種類ごと、(売価の下落要因を区分把握できる場合には)物理的劣化や経済的劣化、もしくは市場環境の需給変化の要因ごとに選択適用できるとされている点にも留意が必要です。

6 表示の取り扱い

通常の販売目的で保有する棚卸資産に係る損益の表示ですが、収益性の低下による簿価切下額(洗替え法の場合は、期首の戻入額との相殺後の額)は売上原価とします。ただし、棚卸資産の製造に関連し、不可避免的に発生すると認められるときには、製造原価として処理します。

また、収益性の低下に基づく簿価切下額が、臨時の事象に起因し、かつ多額であるときには、特別損失に計上します。臨時の事象とは例えば、重要な事業部門の廃止、災害損失の発生などをいいます。このような場合には、洗替え法を適用していても、簿価切下額の戻し入れは認められません(棚卸資産会計基準17項)。

さらに、通常の販売目的で保有する棚卸資産について、収益性の低下による簿価切下額(洗替え法の場合は、期首の戻入額との相殺後の額)は、注記による方法、または売上原価などの内訳項目として独立掲記する方法により示さなければなりません。ただし、当該金額の重要性が乏しい場合は、この限りではありません(棚卸資産会計基準18項)。

7 税法との関係

棚卸資産会計基準を適用した場合、会計方針は「原価法(収益性の低下による簿価の切下げの方法)」といった記載になり、原価法の枠組みの中で収益性の低下したものについて簿価切下げを行うという整理になります(=低価法ではありません)。それに対して、税務上は、承認申請を条件として、低価法の承認を受けることによって、税法の規定に従っての簿価切下げに係る評価損の損金算入が、基本的には認められることとなります(税務上、原価法のままでは、簿価切下げについての評価損の損金算入は、もちろん認められません)。

会計上は原価法採用であっても、税務上は承認申請により低価法の適用を受ける場合は、税法の規定に従って計上された評価損は、損金の額に算入されることとなります。

また、平成19年度税制改正において、低価法適用に際しての時価に係る規定を「当該事業年度終了の時におけるその取得のために通常要する価額」から「当該事業年度終了の時における価額」に改め(法令28条1項2号)、低価法において適用される時価を再調達価額に限定せず、一般的な「時価」と規定し直しており、会計上、正味売却価額まで簿価切下げを行ったときに、税務上も評価損として損金算入ができ、会計基準と整合するように、規定が整備されています。

ここで規定されている「当該事業年度終了の時における価額」とは、「一般的には正常な条件により第三者間で取引されたとした場合における価額と解釈されていることから、会計上の正味売却価額とはおおむね同一となるものと考えられます」との立法担当者の考え方が示されています¹。また、製造業における原材料などについて、正味売却価額が再調達原価に歩調を合わせて動く想定される場合には、継続適用を条件として再調達原価

を用いることを認めています、「税法上これを時価として用いることを排除するものではないと考えられます」との見解が示されています²。

ただし、税法においては、低価法はあくまでも例外扱いという位置付けは変えていないので、低価法に変更する会社は、事業年度開始の日の前日までに「棚卸資産の評価方法の変更承認申請書」を所轄税務署長に提出する必要があります(法令30条1項)。

8 税務上の対応と考え方

税務上、低価法への変更承認申請をした上で、棚卸資産会計基準に基づいて計上される評価損の損金算入を行うように対応するか、あるいは、税務上は原価法のままにしておいて(変更承認の申請はしない)評価損を有税扱いとし、別表4において加算・留保の調整をしておき、その棚卸資産が売却された時点で、それを認容する処理をするのか、対応は分かれるものと思われます。

前述したように、税務上の時価は棚卸資産会計基準において見積もる正味売却価額と基本的には同一のものと考えられますが、正味売却価額の見積もり自体に難しい判断を伴う場合も想定され、また業種・業態により、その実態に合わせた実務処理が求められるものと思われます。税務上、評価損として損金算入が認められるためには、その金額を証明する書類を整備することも必要と考えられます。

また、現行の通達によれば、税務上、低価法を適用する場合には、棚卸資産の所在場所によって、同一種類の棚卸資産であっても時価が異なることもあり得るとされており、きめ細かい管理・対応をしておかないと、後で時価の判断をめぐり、調査で何らかの指摘がされる可能性も否定できません。

さらに、滞留在庫や処分を予定している棚

卸資産などの営業循環から外れた棚卸資産について、ゼロまたは備忘価額までの評価損を計上する場合、税務上は著しい陳腐化による評価損の要件(法33条2項、法令68条1項1号)を満たさない限り、損金算入は認められないと考えられます。

税務上、原価法のままにしておき、有税扱いで対応することを検討している企業が多いと聞きます。それは、棚卸資産会計基準に基づく簿価切下げが、たとえ税務上、低価法を採用したとしても、すべて損金算入が認められるとは限らないため、いったん有税扱いとしておき売却時点で認容する処理によったほうが、税務の観点からの判断が必要なく、実務負担が軽減される結果になるからだと思います。要するに、会計処理と税務処理を切り離して取り扱うということです。ただし、最終的には各企業の判断の問題であることは言うまでもありません。また、有税扱いとした場合の簿価切下額は、将来減算一時差異に該当し、回収可能性を判断した上で繰延税金資産の計上を行う必要があると考えられます。

9 おわりに

棚卸資産会計基準の適用を迎えるに当たって、正味売却価額の見積り方法も含めた棚卸資産の管理方法の検討を始めた企業も少なくないと思われます。収益性の低下を財務諸表に確実に反映させる取り扱いであり、財務諸表の有用性を高める改正であると考えられます。また、国際会計基準とのコンバージェンスの観点からも、一定の意義のある改正であると評価できます。

1 「改正税法のすべて」大蔵財務協会 P.348

2 前掲書 P.349